

経済要録

国 内

◆日本銀行、「政府短期証券（F B）の公募入札発行について」を公表

日本銀行は、3月5日、政府短期証券の公募入札発行に関する実務的事項等について、別紙のとおり公表した。

別紙

平成11年3月5日
日本銀行

政府短期証券（F B）の公募入札発行について

下記のような枠組みに従って、政府短期証券（以下、「F B」という。）の公募入札発行を行うこととする。

記

1. 公募入札発行の方法等

- (1) F Bの名称は「政府短期証券」とし、大蔵省証券、食糧証券及び外国為替資金証券を統合して発行する。
- (2) F Bは価格競争入札（コンベンショナル方式）により発行する。
- (3) F Bの最低応募単位は1000万円とする。
- (4) F Bの償還期間は、原則13週間とする。
- (5) (4)に加え、2ヶ月物等償還期間13週間未満のF Bを国庫の資金繰りに応じて発行することを検討する。

(6) F Bの発行は、原則として毎週最初の営業日に行い、その3営業日前に入札を行うこととする（祭日等がない場合、水曜日に入札し、月曜日に発行することとなる）。

(7) F Bの入札手続は、日銀ネット等により行うこととする。

(8) F Bの入札当日のスケジュールについては、原則として、入札日の午前10時20分にオファーし、同11時30分に締め切ることとする。

(9) F Bの公募入札参加資格者の範囲は、振替決済制度の参加者のうち、次のいずれかを満たす者とする。なお、公募入札参加者への指定の希望については、平成11年3月中は日本銀行を通じて受け付ける。

- ① 銀行、証券会社、保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、短資会社
- ② ディーリング認可を受けている信用金庫等

2. 政府預金の取扱い

- (1) 国庫の運営上発生した余裕金については、政府預金内において当座預金勘定から国内指定預金勘定への組替整理を行い得るものとする。日本銀行は、当該国内指定預金勘定の残高に対してF Bの直近の募入平均利回りを0.05%下回る金利を付するものとする。ただし、0.01%を下限とする。
- (2) 国内指定預金に一般口、外国為替資金口、食糧管理口、資金運用部口の口座を設ける。

3. 日本銀行によるFBの引受け・償還等
- (1) 公募入札において募集残額等が生じた場合及び国庫に予期せざる資金需要が生じた場合には、日本銀行は、例外的に所要のFBの引受けを行うものとする。この場合の引受け利回りは、直近の公募入札における募入平均利回りとする。
- (2) 上記(1)により日本銀行が引き受けたFBについては、公募入札発行代り金により、可及的速やかに償還するものとする。
- (3) 日本銀行は、その保有するFBについて、大蔵省より繰上償還の依頼を受けた場合には、金融調節その他日本銀行の業務運営上支障が生じない範囲内で、その依頼に応じるものとする。
- (4) 上記(2)、(3)により繰上償還を行う場合の償還価格は、直近の公募入札における募入平均利回りに基づき算出した価格とする。
- (5) 日本銀行は、上記(1)による例外的な引受けのほか、外国中央銀行等との売買など自らの必要に応じ、FBの引受けを行うことができる。この場合の引受価格は、発行日を同じくするFBの公募入札における募入平均価格とする。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を発表

日本銀行は、3月12日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また、同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を了承し、これを「金融経済月報」に掲載、同16日に公表したほか、2月12日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを3月17日に公表した。

記

より潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

その際、短期金融市場に混乱の生じないよう、その機能の維持に十分配意しつつ、当初^(注)0.15%前後を目指し、その後市場の状況を踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。

(注)「当初」とは、2月12日金融政策決定会合時点。

(別添)

平成11年3月12日

日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について現状維持とすることを決定した（賛成多数）。

◆金融再生委員会、大手15行の公的資本増強申請を承認

金融再生委員会は、3月12日、いわゆる金融機能早期健全化法に基づく大手15行の公的資本申請を承認した。なお、各行の経営健全化計画が同15日に公表されたほか、優先株式等の増資金の払込みが同30日に実施された。

すなわち、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下の通りである。

より潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

その際、短期金融市场に混乱の生じないよう、その機能の維持に十分配意しつつ、当初（注）0.15%前後を目指し、その後市場の状況を踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。

（注）「当初」とは、2月12日金融政策決定会合時点。

以上

◆平成11年度一般会計予算の成立

3月17日、予算議決に関する衆議院の優越により、平成11年度一般会計予算が成立した（平成11年度一般会計予算案の概要については、『日本銀行調査月報』2月号「経済要録」参照）。

◆大蔵省、「預金保険の特別保険料率について」を発表

大蔵省は、3月19日、金融審議会における「特別保険料の料率についての考え方（平成11年3月19日）」を踏まえ、預金保険の特別保険料の現行の料率（0.036%）を据え置くことを対外発表した。同料率については、預金保険法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第182号）附則第2条において、「平成10年度末までに検討を行うものとする」とされていた。

◆大蔵省、「適格機関投資家の範囲の拡大」等を発表

大蔵省は、3月19日、「適格機関投資家の範囲の拡大」、「発行登録制度の利用適格要件の拡大」、及び「臨時報告書の重要性の基準の見直し」を対外発表した。これは、3月5日に大蔵省が公表した公開草案に対し寄せられた意見を踏まえ決定したもの。見直し措置は、4月1日より実施。見直し措置の内容は以下のとおり。

I 適格機関投資家の範囲の拡大について

1. 経緯

行政改革推進本部規制緩和委員会の「規制緩和についての第1次見解（平成10年12月15日）」（以下「見解」という。）において「私募債市場における適格機関投資家の範囲の拡大」が盛り込まれ、この中で「適格機関投資家の範囲を「有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者」と認められるような一般事業法人にまで拡大することにつき、その拡大範囲について本年度中に結論を出し、早期に実施すべきである」と指摘されている。

2. 現行制度

証券取引法では、「有価証券の私募」の1つの形態として、「適格機関投資家のみを相手方として勧誘を行う場合で有価証券がこれらの者以外の者に譲渡されるおそれが少ないもの（いわゆる「プロ私募」）」を規定し、適格機関投資家を「有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として大蔵省令で定める者」と定義して（証券取引法第2条第3項第1号）、証券取

引法第二条に規定する定義に関する省令（平成5年大蔵省令第14号）において、金融機関を業態ごとに列挙している。

3. 改正案

「有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者」として一定の基準に該当する国内の一般事業法人を適格機関投資家の範囲に追加することとし、適格機関投資家の範囲に、当面、「最近2事業年度に係る有価証券報告書に記載された貸借対照表における『有価証券』の額と『投資有価証券』の額との合計額が500億円以上である国内の有価証券報告書提出会社のうち大蔵大臣に届出を行った者」を追加することとする。

なお、「見解」において「本年度中に結論を出し、早期に実施すべきである」とされていることから、本年3月下旬に省令改正を行い、経過措置として、本年4月中に届出を受け付け、早急に官報に「公告」することとする（例年は、7月中に届出を受け付け、9月1日までに官報に「公告」することになる。）。

II 発行登録制度の利用適格要件の拡大について

1. 経緯

「見解」において「社債発行登録制度の適用の拡大」が盛り込まれ、この中で「未上場、未登録の企業であっても、有価証券報告書を毎年継続して提出したり、経営情報を積極的に開示するなどしている企業の中には、「既に公衆に広範に提供されているもの」の条件を満たす者もあると考えられる」とから「このような企業に対しても発行

登録制度の適用を拡大する方向で検討を行い、「早期に実施すべきである」と指摘されている。

2. 現行制度

発行登録制度の利用適格要件は、有価証券届出書の参照方式の利用適格要件がそのまま用いられており、具体的には以下のとおりである（企業内容等の開示に関する省令（昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示省令」という。）第9条の3）。

① 継続開示要件

1年間継続して有価証券報告書を提出していること。

② 周知性要件（企業情報が既に公衆に広範に提供されているもの）

イ 上場又は店頭登録企業であること。
ロ 次のいずれかに該当すること。

(イ) 売買時価総額100億円以上かつ時価総額100億円以上である。

(ロ) 3年平均時価総額が250億円以上である。

(ハ) 社債券について複数の指定格付機関からA格以上の格付を取得している。

(ニ) 法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（一般担保付普通社債）の発行実績がある。

3. 改正案

周知性が認められるものとして一定の要件を満たす未上場・未登録会社についても発行登録制度の利用が可能となるよう、発行登録制度の利用適格要件について、未上

場・未登録の国内会社が社債を発行する場合に限り、以下の要件を追加することとする。

- ① 1年継続して有価証券報告書を提出していること。
- ② 社債券について複数の指定格付機関からA格以上の格付を取得していること。

なお、「見解」では「早期に実施すべきである」とされていることから、本年3月下旬に省令改正を行い、本年4月1日に施行する。

III 臨時報告書の重要性基準の見直し

1. 経緯

臨時報告書の提出事由は開示省令第19条

2. 現行制度及び改正案

提 出 事 由	重 要 性 の 基 準	
	現 行	改 正 案
訴訟の提起又は訴訟の解決	提起：損害賠償請求金額が提出会社の資産の総額の <u>5/100以上</u> 解決：損害賠償支払金額が提出会社の資産の総額の <u>1/100以上</u>	提起：損害賠償請求金額が提出会社の純資産額の <u>15/100以上</u> 解決：損害賠償支払金額が提出会社の純資産額の <u>3/100以上</u>
合併契約の締結	資産の額が資産の総額の <u>10/100以上</u> 增加若しくは売上高が10/100以上増加又は提出会社が消滅	資産の額が純資産額の30/100以上增加若しくは売上高が10/100以上増加又は提出会社が消滅
営業又は事業の譲渡又は譲受け契約の締結	資産の額が資産の総額の <u>10/100以上</u> 増加若しくは減少又は売上高が10/100以上減少若しくは増加	資産の額が純資産額の30/100以上増加若しくは減少又は売上高が10/100以上減少若しくは増加
債務者及び債務保証者についての手形等の不渡り、会社更生手続開始の申立て等	資産の総額の1/100以上の売掛金、貸付金等の取立不能又は取立遅延	純資産額の3/100以上の売掛金、貸付金等の取立不能又は取立遅延
財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生	損益への影響額が資産の総額の <u>1/100以上</u> かつ最近5事業年度の当期純利益平均額20/100以上	損益への影響額が純資産額の <u>3/100以上</u> かつ最近5事業年度の当期純利益平均額20/100以上

本年3月下旬に省令改正を行い、本年4月1日に施行する。

第2項に掲げられているが、これらの事由に該当する場合でも、いわゆる「重要性の基準」によって臨時報告書の提出の要否を判断することとされている。しかし、現行の「重要性の基準」は「資産の総額」を基準としているため、特に資産の総額が大きい会社である場合には、臨時報告書の提出事由とされている事象が発生しながら、臨時報告書が提出されないということも考えられる。

こうした銀行等の資産総額の極めて大きい会社についてのディスクロージャーを強化するため、「重要性の基準」を「資産の総額」基準から「純資産額」基準に変更することとする。

◆特定融資枠契約法の成立

3月23日、衆議院本会議において、いわゆる出資法及び利息制限法の特例として、「特定融資枠契約に関する法律」が可決され、成立した（同29日公布、施行）。

価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律」が可決され、成立した（同31日公布、一部を除き4月1日施行）。

◆税制関連三法の成立

3月24日、参議院本会議において、いわゆる税制関連三法（「経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」、「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」、「有

◆金融監督庁、弊害防止措置を見直し

金融監督庁は、3月25日、銀行と証券子会社の間の弊害防止措置の見直し策を対外発表した。これは、3月3日に金融監督庁が公表した公開草案に対し寄せられた意見を踏まえ決定したもの。見直し措置は、一部を除き4月1日より実施。見直し措置の内容は以下のとおり。

弊害防止措置の見直しについて

見直し項目（根拠条項）	改正内容
命令第12条第4号 〔共同訪問の禁止〕	削除
命令第12条第7号 〔引受証券の親会社・子会社への売却制限〕	緩和 (顧客への転売を目的とする売却は適用除外とする。)
命令第12条第8号 〔非公開情報の授受の禁止〕	緩和 (顧客の書面による包括同意があった場合は適用除外とする。)
命令第12条第9、10号及びガイドライン7-3(2)、(3) 〔証券子会社の主幹事制限〕	削除
命令第12条第11号及びガイドライン7-3(4) 〔店舗等の共用制限〕	削除 (但し、店舗の独立の態様の維持並びにコンピュータ及びディーリング・ルームの共用禁止を命令に規定する。)
ガイドライン7-3(1) 〔共同マーケティングの禁止〕	削除 (但し、別途個人顧客への共同訪問にあたっては、別法人であること等についての開示義務を規定する。)
証券会社に関する命令第16条、第19条〔親法人等となる者、子法人等となる者〕	
親法人等となる者（子法人等となる者についても同様に措置）については、合算すべき株式等の所有者として、当該法人等が資本関係又は人的関係を通じて経営を支配している法人等（被支配法人等）及び当該法人等を資本関係又は人的関係を通じて経営を支配している法人等（支配法人等）〔(被)支配法人等に対し(被)支配法人等に相当する者は(被)支配法人等とみなす〕を追加する。	

命令 … 「証券会社の行為規制等に関する命令」
ガイドライン…「証券会社、証券投資信託委託業者及び証券投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について」

*その他親子間の収入制限、職員のプロバー化比率、給与差額補填等の禁止は廃止する。
また、別法人であることの開示義務については命令において規定する。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を発表

日本銀行は、3月25日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添1のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また、4～9月の金融政策決定会合の開催予定日を、別添2のとおりとし、これを公表することを決定し、同日対外公表を行ったほか、2月25日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを3月30日に公表した。

記

より潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

その際、短期金融市場に混乱の生じないよう、その機能の維持に十分配意しつつ、当初（注）0.15%前後を目指し、その後市場の状況を踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。

（注）「当初」とは、2月12日金融政策決定会合時点。

（別添1）

平成11年3月25日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について現状維持とすることを決定した（賛成多数）。

すなわち、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下の通りである。

より潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

その際、短期金融市場に混乱の生じないよう、その機能の維持に十分配意しつつ、当初（注）0.15%前後を目指し、その後市場の状況を踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。

（注）「当初」とは、2月12日金融政策決定会合時点。

以上

（別添2）

平成11年3月25日
日本銀行

金融政策決定会合等の日程（平成11年4月～9月）

	会合開催	(参考) 金融経済月報公表		(議事要旨公表)
11年 4月	4月 9日(金)	4月13日(火)	(5月21日(金))	
	4月22日(木)	—	(6月17日(木))	
5月	5月18日(火)	5月20日(木)	(7月 1日(木))	
6月	6月14日(月)	6月16日(水)	(7月22日(木))	
	6月28日(月)	—	(8月18日(水))	
7月	7月16日(金)	7月21日(水)	(9月14日(火))	
8月	8月13日(金)	8月17日(火)	(9月27日(月))	
9月	9月 9日(木)	9月13日(月)	未定	
	9月21日(火)	—	未定	

以上

◆日本銀行、「短期国債の条件付売買基本要領」および「国債売買における売買対象先選定基本要領」等を制定等

日本銀行は、3月25日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融調節の一層の円滑化を図り、また金融調節に関する事務手続の透明性を向上させる観点から、下記の基本要領を制定すること等を決定し、これを公表した。

記

1. 「短期国債の条件付売買基本要領」^(注)
.....別紙1
 2. 「短期国債売買における売買対象先選定基本要領」(平成10年12月15日決定) 中一部改正
.....別紙2
 3. 「国債売買における売買対象先選定基本要領」
.....別紙3
 4. 「国債売買基本要領」別紙4
- (注)「政府短期証券の買戻条件付売却基本要領」(平成10年12月15日決定)および「割引短期国債の売戻条件付買入基本要領」(平成10年12月15日決定)は、平成11年4月1日付で廃止。

別紙1

「短期国債の条件付売買基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図る趣旨から、割引短期国債および政府短期証券の売戻条件付買入または買戻条件付売却を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 売買店

本店（業務局）とする。

3. 売買対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）、証券会社（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する証券会社および同項第4号に規定する外国証券会社をいう。）、証券金融会社（同項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第5号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

4. 売買対象

割引短期国債および政府短期証券（以下「短期国債」という。）とする。

5. 売戻条件および買戻条件

買入または売却に当っては、買入日または売却日の翌日から起算して6か月以内の確定日に売戻または買戻を行う旨の条件を付する。

6. 売買方式

(1) 売戻条件付買入の場合

本行が所有する期間中の利回り（以下「買入期間利回り」という。）を入札に付してコンペティション方式により決定し、これにより買入れる方式とする。

(2) 買戻条件付売却の場合

売買対象先が所有する期間中の利回り（以下「売却期間利回り」という。）を入札に付してコンペティション方式により決定し、これにより売却する方式とする。

7. 売買価格

(1) 買入価格および売却価格

市場実勢相場等を勘案して銘柄ごとに定める。

(2) 売戻価格

売戻価格は、買入価格に、買入価格に買入日の翌日から起算した売戻日までの日数に応じ買入期間利回りを乗じて得た額を加えた金額とする。

(3) 買戻価格

買戻価格は、売却価格に、売却価格に売却日の翌日から起算した買戻日までの日数に応じ売却期間利回りを乗じて得た額を加えた金額とする。

8. 売買日、売買金額等

買入日および売戻日または売却日および買戻日、売買金額、売買先、売買の対象とする短期国債の銘柄その他短期国債の売買を行うために必要な具体的な事項については、金融市場の情勢等を勘案して売買のつど決定するものとする。

(附則)

この基本要領は、平成11年4月1日から実施する。

別紙2

「短期国債売買における売買対象先選定基本要領」
中一部改正

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節に関する事務手

続の一層の明確化を図る趣旨から、「短期国債の条件付売買基本要領」(平成11年3月25日政委第42号別紙1.)に規定する売買対象先「政府短期証券の買戻条件付売却基本要領」(平成10年12月15日付政第252号別紙1.)に規定する売却対象先および「割引短期国債の売戻条件付買入基本要領」(平成10年12月15日付政第252号別紙2.)に規定する買入対象先(以下「売買対象先」という。)の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

○ 「5. その他」を「(附則)」に改める。

(附則)

この一部改正は、平成11年4月1日から実施する。

別紙3

「国債売買における売買対象先選定基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節に関する事務手続の一層の明確化を図る趣旨から、「国債売買基本要領」(平成11年3月25日付政委第43号別紙1.)に規定する売買対象先(以下「売買対象先」という。)の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 売買対象先の選定基準等

(1) 売買対象先の選定に当っては、売買対象先となることを希望する先を公募するものとする。

(2) 売買対象先については、(1)の公募に応じた者の中から、次に掲げる要件を満たす

先を選定する。

- イ、本行本店の当座預金取引先であること
- ロ、日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること
- ハ、信用力が十分であること

(3) (2) に掲げる要件を満たした先の数が、国債売買の円滑な実施のために適當と認められる売買対象先の数を上回る場合には、次に掲げる事項を勘案して売買対象先を選定する。

- イ、利付国債の流通市場における取引高
- ロ、利付国債の流通市場における取引先数
- ハ、利付国債の流通市場における金利情報の市場参加者への提供状況
- ニ、既存の売買対象先については、本行の国債売買における落札実績

3. 売買対象先の選定頻度

売買対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

4. 売買対象先の遵守事項等

- (1) 売買対象先の公募に際しては、次に掲げる売買対象先としての遵守事項を明示するものとする。
- イ、本行の国債売買に積極的に応札すること
 - ロ、正確かつ迅速に事務を処理すること
 - ハ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること
- (2) 売買対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、売買対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

る。

(3) (2) に定める場合のほか、2. に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、売買対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

この基本要領は、平成11年3月25日から実施する。

別紙4

「国債売買基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図る趣旨から、国債売買（売戻条件または買戻条件を付さない国債の売買をいう。以下同じ。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 売買店

本店（業務局）とする。

3. 売買対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）、証券会社（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する証券会社および同項第4号に規定する外国証券会社をいう。）、証券金融会社（同項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第5号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

4. 売買対象

利付国債（発行後1年以内のものを除く。）とする。

5. 売買方式

売買対象先が売買の際に希望する利回りから本行が市場実勢相場等を勘案して国債の銘柄ごとに定める利回り（以下「基準利回り」という。）を差し引いて得た値（以下「売買希望利回較差」という。）を入札に付してコンペシショナル方式により決定し、これにより売買する方式とする。

6. 売買価格

売買価格は、売買先が売買を希望する国債の銘柄ごとに、基準利回りに5.により決定した売買希望利回較差を加えて得た利回りに基づいて算出した価格とする。

7. 売買日および売買金額等

売買日、売買金額、売買先その他売買を行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して売買のつど決定するものとする。

(附則)

- (1) 3. の規定は、平成11年3月25日から実施する。
- (2) 3. 以外の規定は、3. に規定する売買対象先の選定事務手続が終了した日から実施する。

◆日本銀行、「政府短期証券の担保としての取扱いについて」を発表

日本銀行は、3月25日、政策委員会・金融政策決定会合において、政府短期証券の発行が原則として公募入札により行われることとなったこと等に伴い、4月1日以降に発行される政府短期証券について、所要の準備が整い次第、手形貸付担保としての担保価格を現行の額面額の95%以内から時価の95%以内に改めること、および新たに当座勘定根抵当として適格とし、その担保価格を時価の95%以内とすることを決定し、これに関し別紙のとおり公表した（本措置は4月12日から実施した）。

別紙

平成11年3月25日
日本銀行

政府短期証券の担保としての取扱いについて

日本銀行は、本日開催された政策委員会において、政府短期証券を本行与信の担保として幅広く認めていくこととしました。

これは、政府短期証券について、本年4月以降、発行方式が原則として公募入札方式に改められることなどを踏まえた措置です。

なお、政府短期証券の担保としての受け入れは、所要の準備が整った日から開始します。

また、日本銀行は、同日、上記措置を踏まえて、政府短期証券を当座勘定根抵当として適格とすること等を踏まえ、4月1日以降に発行される政府短期証券について、所要の準備が整い次第、新たに代理店制度における保証品および為替決済制度における担保として適格とし、その担保価格を時価の95%以内とすることを決定した（本措置は4月12日から実施した）。

◆政府、預金保険機構の借入れ限度額引き上げを閣議決定

政府は、3月26日、預金保険機構の一般勘定に係る借入れ限度額を、1兆円から2兆円に引き上げること等を目的とした、預金保険法施行令の一部改正を閣議決定した（3月31日公布、4月1日施行）。

◆日本銀行、「平成11年度の考查の実施方針等について」を公表

日本銀行は、3月30日、平成11年度の考查の実施に関する重要事項として「平成11年度の考查の実施方針等について」を決定し公表した。その内容は、以下のとおり。

平成11年度の考查の実施方針等について

日本銀行法（以下、「法」という。）では、新たに第44条において考查に関する規定が定められた。また、日本銀行では、昨年4月の組織改正に伴って考查局に旧営業局の一部機能を合体し、オンラインサイト考查（法第44条に定める「考查」を言い、以下「考查」という。）とオフサイト・モニタリングの機能を一つの局で所掌することとなった。

こうした新たな制度的、組織的枠組みの下で新考查局がスタートして1年が経過しようとしている。

今般、「平成11年度の考查の実施方針等について」の策定にあたり、①この1年間の経験も踏まえて考查局が担っている機能を改めて整理し、考查の位置付けを明確にするとともに、②平成10年度に実施した考查の実績を振り返り、そのうえで③平成11年度の考查における重点事項について述べることとした。

1. 銀行業務を通じて政策目的の実現を図る中央銀行の考查

日本銀行は、中央銀行として、銀行業務を通じて政策を実行する主体であり、個別の取引先金融機関等の業務および財産の状況を把握する考查およびオフサイト・モニタリングは、政策を遂行するための出発点となるものである。この点、考查については法第44条は、「第37条から第39条までに規定する業務を適切に行い、及びこれらの業務の適切な実施に備えるためのもの」と規定している。

考查およびオフサイト・モニタリングが担うべき役割は、次の三点に整理でき、日本銀行が、その使命を自らの責任で的確に果たしていく上で欠くことができないものと位置づけられる。

第一に、個別の取引先金融機関等の業務および財産の状況を把握し、その結果の伝達や必要な要請を行うことを通じて、金融システムの安定の確保に資すること。

第二に、個別に得られた情報を基に、決済システムを中心とする金融システム全体の抱えるリスク（リスクの種類、規模、取引先金融機関等毎の分散状況）や、そのリスクが顕現化および伝播するメカニズムを継続して把握し、必要に応じて当該リスク

の発現を抑止するための対外的働きかけを行うこと。

第三に、個別に得られた情報を、日本銀行の行う取引先金融機関等に対する与信業務（中央銀行としての最後の貸し手＜lender of last resort＞機能の発動を含む。）や、日本銀行が運営または関与する決済システムの円滑な運営等に活かすことで、日本銀行の業務全般に寄与すること。

日常のオフサイト・モニタリングと、より深みのある実態把握を可能とする考查は、共に日本銀行自らがファイナリティある決済システムの運営主体となっていることと不可分の関係にあり、取引先金融機関等の業務および財産の状況を把握するために不可欠ないわば両輪である。両者の運営は、効率的な業務運営の観点からも有機的、一体的に行っていくことが適当と考えられ、考查の運営に際しては、日常のオフサイト・モニタリングで得られた諸情報を適切かつ有効に活用していく方針である。

考查とオフサイト・モニタリングをより一体的、効率的に運用することにより、切れ目のない取引先金融機関等の経営実態の把握に努めていくことは、法に定める取引先金融機関等の事務負担への配慮にも資すると考えられる。この点、日本銀行考查局は、取引先金融機関等の事務負担軽減には可能な限り意を用いていく考え方であり、資料の提出依頼の面でも、既に昨年、考查実施に先立ち提出を求めている事前資料の見直しを実施した。現在、オフサイト・モニタリングにおいて定期的に提出を依頼している資料等の取扱いについても見直しを進めており、成案が出来次第、その結果を取引先金融機関等に通知することとした。

なお、金融機関等が自己責任原則に基づく経

営を益々求められている中で、考查やオフサイト・モニタリングにおいても金融機関等の自主性を最大限尊重していくべきであり、考查局としては、金融機関等自らの発意に基づくリスク管理手法の高度化を後押ししていきたい。こうした観点から、考查やオフサイト・モニタリングを通じて得られた金融システム全般に関する調査や研究成果については、可能なものは対外的な公表に努めていく方針である。

2. 平成10年度に実施した考查について

(1) 概要

10年3月31日に公表した「10年度の考查の実施方針について」で示した重点事項に基づき、平成10年4月から経営体力ならびに信用リスク、市場・流動性リスクおよびオペレーション・リスクの管理状況にかかる調査を行う考查を実施した。加えて、アジア拠点、米国拠点における邦銀の活動、コンピューターの2000年問題に焦点を絞ったターゲット考查（特定の分野に調査対象を絞って行う考查をいう。）を行った。この間、わが国金融機関の不良債権の実態把握が喫緊の課題となる中で、昨年7月の政府・与党「金融再生トータルプラン」（第2次とりまとめ）を踏まえ、8月以降、金融監督庁と連携して都市銀行、信託銀行計5行、および地方銀行、第二地方銀行協会加盟行計43行に対して自己査定およびそれに基づく償却・引当の適切性のチェックを中心とした集中的な考查（以下、「集中考查」という。）を行った。このため全体としてみると10年度に実施した考查については、当初の重点事項に掲げた項目のうち、経営体力、信用リスク関連のウェイトが高い結果となった。

考査実施先数の実績

業態	実施先数（うち集中考査）
銀行	62（48）
信用金庫	65
その他（外国銀行、証券会社等）	12

この他、2地区（タイ、米国）における海外店考査、44先に対する2000年問題に焦点を絞ったターゲット考査を実施した。

（2）10年度の考査の実施方針における内容面の重点事項にかかる主な結果

①経営体力・信用リスク

バブルの崩壊および景気低迷による経営体力の低下を余儀なくされる先が目立つ一方、早期是正措置に基づく自己査定が開始されたのを受け、自己査定やそれに基づく償却・引当が適切になされているかの検証に重点を置いた。

- 自己査定および償却・引当の基準は作成されているが、その内容が十分でなく、また、基準の運用が適切になされない先がみられた。このため、適正な基準の作成と厳格な運用を求めたほか、適切な運用を担保する組織・体制面での整備を促した。
- 信用リスク管理の高度化については、その取組みは全体として途半ばの状態にあり、引き続き拡充が求められる。

②市場・流動性リスク

経営体力の低下および市場における流動性問題の重要性の高まりを背景に、流動性管理にかかるリスク管理体制の構築のほか、その体制が実際に効果的に機能しているか否か、特に流動性リスクの管理における緊急時の対応可能性に重点を置いた。

- リスク管理体制の整備は進んできたが、

それが十分には経営判断に活かされていないケースがみられた。

- 特に取引規模が大きく、また複雑なリスクを取る先に対して、内部モデルを用いたリスク管理手法につき必要に応じ調査を行い、問題等を指摘した。

③オペレーショナル・リスク

2000年の到来を前に、いわゆるコンピューターの2000年問題に重点を置いた。

- 2000年問題については、関連局室とも連携して、対応の進捗状況のアンケート調査を実施し（平成10年8月に結果を公表）、その結果等を勘案しつつターゲット考査を行ない対応の早期完了や進捗の管理強化を促した。同じく、「コンピューター2000年問題対応に係るベンダーとの共同作業およびコンティンジェンシー・プラン策定に関する留意事項」（平成10年11月）を公表しコンティンジェンシー・プラン（緊急時の対応方針）の確立等を求めた。
- コンプライアンス関連項目の拡充等、金融情勢やリスク管理をめぐる国際的議論の動向を踏まえリスク管理チェックリストを改訂し公表した（平成10年6月）。
- 本年1月からのユーロ導入に備えた留意点を配付し注意を喚起した（平成10年11月）。

④アジア拠点の重点考査

アジア金融・資本市場の大きな変動を受け、オフサイト部署においてモニタリングを強化するとともに、邦銀のタイ拠点にお

ける与信管理のチェックを行った。

- ・同拠点において与信管理に重点を置いたターゲット考査を行った。特に海外店における自己査定の実施状況につき調査し、必要に応じて貸出先の経営状態を把握する頻度を上げるよう求めた。

3. 平成11年度の考査における重点事項

わが国金融機関を取巻く経営環境として、現在次のような点に留意する必要がある。

- ① わが国金融システムの安定という観点から、金融機関の不良債権問題への対応が、引き続き緊要な課題である。本年3月には、金融機能早期健全化緊急措置法に基づき、金融再生委員会において都市銀行等に対する公的資本増強が決定され、今後、地域金融機関にも、その動きが広まっていく可能性がある。一方、預金保険法上の特例措置は、2001年3月をもって終了する予定となっている。
- ② こうした状況の下で金融機関では、経営戦略の再構築や、収益力の向上がより重要な課題となっている。また、金融ビッグバンが始動し、持株会社制度が導入され、会計面では連結決算が原則化される。このように金融機関経営が抜本的見直しを迫られる中で、金融機関の経営方針や金融機関におけるリスク管理の体制と手法も大きな変貌を遂げることが見込まれる。

平成11年度の考査においては、以上のような金融機関を巡る経営環境に加えて、前述の日本銀行考査局が果たしていくべき役割、さ

らには10年度の考査の実績を踏まえて、次の点につき重点を置く。

(1) 考査内容における重点事項

- イ. 金融機関等の経営体力把握（自己資本の充実度合、新規不良債権発生の可能性および資産査定と償却・引当の適切性の検証等）を行う。
- ロ. 「経営体力の悪化を事前に防止する」という予防的観点にウェイトを置いた「リスク管理重視」考査を、取引先金融機関等毎の実態に配意しつつ、以下のポイントに即して行う。

A) 信用リスク

- ・金融機関においては、金融仲介機能の適切な發揮や収益性の向上が期待される下で、適切な信用リスクのテイクとそれを通じた収益力の向上、さらには、その前提となる信用リスク管理の徹底が求められる。このため、信用リスク管理体制の整備状況およびその運用（リスク管理体制とリスク・テイクの整合性、リスク管理体制の運用実態等）のチェックに努める。
- ・信用リスク管理体制のチェックにあたっては、例えば個別与信先の収益力を適切に把握した与信格付（credit rating）がなされているか、自己査定結果や格付付与の検証体制なども含む与信監査（credit review）制度が確立しているか、また、与信全体についてはポートフォリオ管理（特定業種、地域への過度の与信集中排除など）が適切になされているかに留意する。

- ・市場取引にかかる信用リスク管理の実態把握を強化するほか、クレジット・デリバティブ等の新商品にかかる信用リスクにも配意する。
- ・また、今後、より的確な信用リスク管理体制の構築を目指して大手行を中心に信用リスク定量化モデルの開発が進んでいくとみられる中で、その実用化的状況にも注意を払う。

B) 市場・流動性リスク

- ・流動性の適切な管理が引き続き重要な課題となる下で、流動性にかかる管理体制とその運用の実態を把握する。
- ・金利変動等に備え、ポートフォリオのALM管理を含む市場リスクおよび流動性リスク管理体制が、リスク・テイクの方針に見合うものか、また、実際に効果的に機能しているかをチェックする。その際、市場環境の急変時に対応した資本の備え、ストレステストの運用実態や商品毎の市場流動性を意識したリスク管理に留意する。

C) オペレーション・リスク

- ・本年末へ向けコンピューターの2000年問題への各金融機関の対応状況を、特にコンティンジェンシー・プラン等の対応を重点においてチェックする。

D) 決済システムに関連するリスク

- ・各種決済システムの安定性確保という視点に立って各金融機関における決済リスク管理に関する調査を行い、体制整備が十分なされているかをチェック

する。

- ・その際には、昨年末の外国為替円決済制度の改正や先行きの内国為替決済制度の見直しに伴う新たな決済リスク管理方式（流動性供給スキーム、担保のスキーム等）の導入、さらには来年末迄の実現を目指としている日銀ネットのRTGS（Real Time Gross Settlement）化への対応に、特に留意する。

E) 国際部門

- ・海外向け与信につき、昨年のアジア金融・資本市場の変動等でクローズ・アップされたカントリーリスク（国毎の与信リスク）が他国のリスクと相關する事態（いわゆる「コンテイジョン（contagion）」）に関して、その認識が十分かどうかに留意する。
- ・海外店および現地法人の再構築の動きを念頭に置きつつ、ニューヨーク、ロンドン、香港等の主な海外拠点に対する考查を行う。その場合、海外店や海外現地法人の店舗集約化等に伴うオペレーション・リスクにも意を用いる。

F) 連結決算の原則化を受けたグループ全体にかかるリスク管理状況等

- ・連結決算の原則化を受け、取引先金融機関等を含む企業グループ全体にかかるリスク・テイクとリスク管理の状況が、取引先金融機関等に与える影響に配意する。その他、各種会計制度の変更の影響にも留意する。

(2) 考査運営における重点事項

イ. 考査周期および考査内容の弾力的運営

考査周期を考査先の経営体力やリスク管理状況に応じて一層弾力的に運用し、考査内容についても考査先の有する課題の所在に応じて、より弾力化を図る。

ロ. ターゲット考査の積極的活用

2000年問題や決済リスク管理等の特定のリスク・ファクターに関する管理体制等に踏み込んだ実態把握が必要と判断される場合には、その分野に調査対象を絞りターゲット考査を積極的に行う。また必要に応じ経営体力把握の面でもターゲット考査の活用を図る。

(3) その他

持株会社制度の導入や連結決算の原則化を受けて、金融機関の経営形態が大きく変化することが予想される。その際、当座預金取引の相手方の的確な経営実態の把握のためには、その相手方の親会社（持株会社を含む。）などの調査を行うことが必要となる場合があると考えられる。このため、今後こうした調査の

あり方について鋭意検討を進め、必要に応じて関係金融機関等と協議を行いつつ、その体制の整備に努める。

◆政府、「規制緩和推進3か年計画」の改定を閣議決定

政府は、3月30日、昨年3月末に策定された「規制緩和推進3か年計画」の改定を閣議決定した。このうち、金融・証券・保険関連分野については、①銀行の営業免許に係る需給調整規制の見直し、②CPのペーパーレス化、③店頭登録市場の活性化策、④私募債市場における適格機関投資家の範囲拡大、⑤社債の発行登録制度の適用拡大、⑥保険相互会社の株式会社化などを新規追加項目として挙げている。

◆土地再評価法の改正

3月31日、参議院本会議において、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」が可決され、成立した（同日公布、施行）。

◆現行金利一覧 (11年4月15日現在) (単位 年%)

	金 利	実施時期() 内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率	0.5	7. 9. 8 (1.00)
・その他のものを担保とする貸付利率	0.75	7. 9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.375	11. 3.18 (1.500)
長期プライムレート	2.3	11. 4. 9 (2.6)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	2.30	11. 4. 9 (2.60)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	2.30	11. 4. 9 (2.60)
・住宅金融公庫	2.20	10.12.28 (2.00)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	1.20	11. 1.27 (0.70)
(期間5年~7年)	1.65	11. 2.17 (1.70)
(期間7年以上)	2.10	11. 2.17 (2.20)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件

(11年4月15日現在)

		発 行 条 件	改定前発行条件
国 債 (10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈4月債〉 <u>1.890</u> 1.8 <u>99.24</u>	〈3月債〉 1.836 1.9 100.54
割引国債(5年)	応募者利回り(%) 同税引後(%) 発行価格(円)	〈1月債〉 1.353 1.101 93.50	〈11月債〉 0.662 1.101 93.50
政府短期証券	応募者利回り(%) 発行価格(円)	〈11年4月12日発行分～〉 <u>0.104</u> <u>99.973</u>	〈10年2月17日発行分～〉 0.074 99.9877
政府保証債(10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈4月債〉 <u>1.829</u> 1.8 <u>99.75</u>	〈3月債〉 2.160 2.1 99.50
公募地方債(10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈4月債〉 <u>1.889</u> 1.8 <u>99.25</u>	〈3月債〉 2.200 2.2 100.00
利付金融債(3年物)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈4月債〉 <u>0.600</u> 0.6 100.00	〈3月債〉 0.700 0.7 100.00
利付金融債(5年物)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈3月債〉 <u>1.400</u> 1.4 100.00	〈2月債〉 1.700 1.7 100.00
割引金融債	応募者利回り(%) 同税引後(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈4月後半債〉 0.250 0.210 0.24 <u>99.75</u>	〈4月前半債〉 0.250 0.210 0.24 99.75

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海 外

◆ B I S グローバル金融システム委員会、「中央銀行にとってレポ市場が有するインプリケーション」報告書を公表

B I S（国際決済銀行）グローバル金融システム委員会は、3月9日、「中央銀行にとってレポ市場が有するインプリケーション（原題：Implications of repo markets for central banks）」と題する報告書を公表した（その内容については、『日本銀行調査月報』1999年4月号参照）。

◆ タイ中央銀行、現金準備率の引き下げを発表

タイ中央銀行は、4月8日、商業銀行に対する現金準備率の引き下げ（2%→1%）を4月23日から実施すると発表した（総流動性比率は現行の6%に据え置き）。

◆ フィリピン中央銀行、政策金利および預金準備率を引き下げ

フィリピン中央銀行は、3月15日、22日、29日、

4月5日、12日、19日に主要翌日物金利の引き下げ（借入金利12.250%→12.125%→12.000%→11.875%→11.750%→11.375%→10.875%、貸出金利14.250%→14.125%→14.000%→13.875%→13.750%→13.375%→12.875%）を実施した。また、4月16日、預金準備率を引き下げた（15%→14%）。

◆ マレーシア中央銀行、3ヶ月物介入金利を引き下げ

マレーシア中央銀行は、4月5日、3ヶ月物介入金利を引き下げた（7.0%→6.5%）。

◆ ブラジル中央銀行、市場介入翌日物金利を引き下げ

ブラジル中央銀行は、3月25日、4月6日、15日、市場介入翌日物金利を引き下げた（45%→42%→39.5%→34%）。